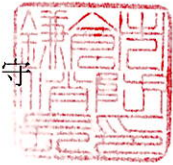


鎌倉市消防本部告示第5号

避雷設備の位置及び構造の指定について（平成4年7月消本告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月24日

鎌倉市消防長 高木 守



避雷設備の位置及び構造の指定についての一部を改正する告示

本則中「J I S A4201—2003（建築物等の避雷設備（避雷針）」を「J I S Z 9290—3（雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置され、又は令和8年3月31日までにその工事に着手する避雷設備のうち、この告示による改正後の告示に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、なお従前の例による。